

大分市健康づくり推進条例

子どもから高齢者まで全ての市民が、生涯にわたり健やかにいきいきと心豊かに暮らしていくためには、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）を延伸し、生活の質の向上を図ることが重要である。

また、高齢化の進展により医療費や介護費が増大するなど財政は深刻な状況にあることから将来の世代の大きな負担となることが懸念されているが、健康寿命の延伸により支えられる側から支える側となることで、医療費や介護費の削減による経済的な波及効果も期待できる。

しかしながら、健康づくりの推進は、行政主導での取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民の主体的な健康づくりの取組を地域社会全体で支援する必要がある。

こうしたことから、行政機関をはじめとして関係機関・団体等が一体となって、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する基本的事項を定めることにより、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって全ての市民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたって健やかで充実した生活を送ることができるよう、その性別、年齢、心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための継続的な取組をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 地域コミュニティ 自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。
- (4) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (6) 保健医療福祉関係者 市内において保健医療サービス又は福祉サービス(第9条第1号において「保健医療福祉サービス」という。)を提供する団体又は個人をいう。
- (7) 市民活動団体 市内において健康づくりに関する活動をしている団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人一人が自らの問題であることを自覚し、健康を管理する能力

の向上を図るとともに、健康づくりを主体的に行うこと。

- (2) 市、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体は、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体の意見を反映させ、それらの者と相互に連携を図りながら協働して取り組むよう努めるものとする。

- 3 市は、市民の健康に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

- 4 市は、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、保健医療福祉関係者及び市民活動団体に対して、健康に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

- 5 市は、健康づくりを推進するための環境整備を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 健康づくりに関する正しい知識を身に付けること。
- (2) 健康診断及び健康診査並びに検診（以下「各種健診」という。）の受診等により自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりを

行うこと。

- (3) 健康づくりの推進に関する活動に積極的に参加すること。
- (4) 趣味、生きがいづくり等を通じて健康づくりを行うこと。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 地域の健康づくりを推進するため、地域の特色を活かした健康づくりに関する活動に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 健康に関する教育等の充実に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 従業員の各種健診の受診等の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に取り組むこと。
- (2) 市民が健康づくりを行いや社会環境の整備に取り組むこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(保健医療福祉関係者の役割)

第9条 保健医療福祉関係者は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 保健指導、各種健診その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けられるよう配慮すること。
- (2) 健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組むこと。
- (3) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(市民活動団体の役割)

第10条 市民活動団体は、健康づくりに関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市民の健康づくりに資する活動に取り組むこと。
- (2) 健康づくりの推進に関する活動に協力すること。

(推進計画の策定等)

第11条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
- (2) 健康づくりの推進に関する施策

3 市は、推進計画の策定に当たっては、市民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、推進計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(健康づくりの推進に関する施策)

第12条 市は、健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関する施策
 - (2) 身体活動及び運動に関する施策
 - (3) 休養及びこころの健康に関する施策
 - (4) 飲酒及び喫煙に関する施策
 - (5) 歯及び口腔の健康に関する施策
 - (6) 生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関する施策
 - (7) 世代に応じた健康づくりに関する施策
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策
- (国、県等との協力)

第13条 市は、健康づくりの推進を図るため、国、県及び他の地方公共団体と協力するものとする。

(議会の評価等)

第14条 議会は、健康づくりの推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。